

2024年春季生活闘争

第1回団体交渉日時決まる

4月9日（火）16時30分から

2024年度賃金改善及び夏季一時金等に関する要求については、第74回単組大会（3月9日開催）での決定にもとづき、3月13日に会社へ要求書を提出し、団体交渉を申し入れました。

別途調整としていた団体交渉日時について、会社より連絡があり、4月9日（火）16時30分より第1回団体交渉を開催することとなりました。

要求内容

賃金改善（ベースアップ）要求

- ◆社員・Fスタッフ（エルダー）・Fスタッフ 基本給を **+10,000円**
- ◆Tスタッフ 基本時間給を **+65円**
- ◆付帯要求①：各社員群の採用基本給等を **+10,000円**
- ◆付帯要求②：社員の基本給範囲（別表第3号）における、下限額・中位額・上限額を **+10,000円**

夏季一時金等要求

- ◆正社員・地域限定正社員 **2.80**カ月
- ◆Fスタッフ・Tスタッフ **1.96**カ月（社員の60%に10%を加えた70%）
- ◆Fスタッフ（エルダー） 精勤手当に30,000円加算（夏季支給）
- ◆6月25日（火）に支給することとする。

回答期限

- ◆4月26日（金）

職場集会への参加と
アンケートへのご協力をお願いします

- 第1回団体交渉は、要求趣旨やみなさんからあげられた声を主張し、会社に検討を促す交渉とします。
- みなさんのこれまでの努力や頑張り、その成果を回答という結果に結び付けられるように交渉をおこなってまいりますので、みなさんの声を職場集会やアンケートを通じてお聴かせください。

2024年春季生活闘争に
関する団体交渉のページ（アンケートもこちらから）



第1回団体交渉にご注目ください